

大阪市告示第483号

大阪市立中央スポーツセンターほか3施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 スポーツセンターの利用料金

区 分				利用料金				
				午前9時 から正午	正午か ら午後3時	午後3時 から午後6時	午後6時 から午後9時	午前9時 から午後9時
中央 スポ ーツ セン ター	第1体育場			1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第2体育場			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
西ス ポー ツセ ンタ ー	体 育 場	第1体育場		1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
		第2体育場		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	多目的室			1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
西成	体 育	第1体	全面	2,800	3,900	3,900	5,000	15,600

スポーツセンター	場	育場		円	円	円	円	円
			1面	1,400円	1,950円	1,950円	2,500円	7,800円
	第2体育場		1,200円	1,800円	1,800円	2,400円	7,200円	
	多目的室		1,200円	1,800円	1,800円	2,400円	7,200円	
備 考								
<p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。</p> <p>2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て）とする。</p>								

2 屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利用料 金
西成 屋内 プー ル	水泳場	専用使用	1回2時間	19,000円
			超過時間1時間までごとに	9,500円
	個人使用	16歳未満の者（以下「子ども」という。）	1人1回	350円
			回数券11回	3,500円

			及び65歳以上の者（以下「高齢者」という。）	分 1人1月	円 2,450 円
			その他の者	1人1回	700円
				回数券11回 分	7,000 円
				1人1月	4,900 円
トレー ニング 場	団体使 用	高 齢 者	高齢者	1人1回	250円
			高等学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒（高齢者を除く。）又は18歳未満の者（以下「高校生等」という。）	1人1回	350円
			その他の者	1人1回	550円
	その 他 の 個 人 使 用	高 齢 者	高齢者	1人1回	300円
			回数券11回 分	3,000 円	
			1人1月	3,000 円	
		高 校 生 等	高校生等	1人1回	400円
			回数券11回 分	4,000 円	
			1人1月	4,000 円	

			その他の者	1人1回	600円
				回数券11回分	6,000円
				1人1月	6,000円
	水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者		1人1回	500円
				回数券11回分	5,000円
				1人1月	4,250円
		高校生等		1人1回	850円
				回数券11回分	8,500円
				1人1月	7,000円
		その他の者		1人1回	1,000円
				回数券11回分	10,000円
				1人1月	8,500円

備考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された使用料の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、

個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 扇町及び下福島プール限定のセット使用にかかる定期券は、それぞれ該当のプールのみで使用できるものとし、表中1月とは、当該定期券の購入日より1月とする。

4 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における水泳場の専用使用及び扇町プール体育場に係る利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。ただし、日曜日、土曜日及び休日における「深夜」の料金区分を設けないものとする。

5 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

6 この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体で使用する場合には、当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 30人以上50人未満の団体 | 利用料金の9割に相当する額 |
| (2) 50人以上100人未満の団体 | 利用料金の8割に相当する額 |
| (3) 100人以上の団体 | 利用料金の7割に相当する額 |

3 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)